

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所 郵便番号 (フリガナ) 氏名

フリガナ 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項'. Rows include '居住開始年月日', '取得対価の額', '総(床)面積', and 'うち居住用部分の(床)面積'.

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for '居住開始年月日', '増改築等の費用の額', and 'うち居住用部分の金額'.

※ ①(補助金等がある場合は(附表1)の⑥の金額)が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

Table with a single row for '家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額' and a checkbox for '特定取得'.

5 家屋や土地等の取得対価の額

Table with columns for '家屋', '土地等', '合計', and '増改築等'. Rows include 'あなたの共有持分' and 'あなたの持分に係る取得対価の額'.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns for '住宅のみ', '土地等のみ', '住宅及び土地等', and '増改築等'. Rows include '新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高', '連帯債務に係るあなたの負担割合', '住宅借入金等の年末残高', '居住用割合', and '住宅借入金等の年末残高の合計額'.

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with columns for '高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。', '高齢者等居住改修工事等の費用の額', '交付を受ける補助金等の合計額', '断熱改修工事等の費用の額', '特定断熱改修工事等の費用の額', '特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高'.

※1 ⑫欄の金額が50万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※2 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超えると、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

Table with a row for '二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。' and a row for '(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額'.

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

Table with checkboxes for '適用期間の特例', '重複適用', '重複適用の特例' and a row for '整理欄'.

9 控除証明書の要否

平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

Table with columns for '整理欄' and checkboxes for '住', '登家', '登土', '認家', '契土', '残', '確', '証', '認定', '付1', '付2', '仮', 'A', 'B', 'C'.

提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○平成27年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	円				
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円					
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場を除きます。)	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円)	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円)	00			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円)					00					
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円)					00					
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円)					00					
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円)					00					
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円)			5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $⑩$ () $⑰$ の金額() $\times 0.02$ $+ (⑨ - ⑰) \times 0.01 =$	$⑮$	(最高12万5千円)	00
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $⑩$ () $⑰$ の金額() $\times 0.02$ $+ (⑨ - ⑰) \times 0.01 =$	$⑮$					(最高12万円)	00				
		平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨$ の金額(最高1,000万円) $⑩$ () $⑰$ の金額() $\times 0.02$ $+ (⑨ - ⑰) \times 0.01 =$	$⑮$					(最高12万円)	00				
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑮$	(最高15万円)							00			
		2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合				$⑨ \times 0.006 = ⑮$	(最高12万円)	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $⑩$ () $⑰$ の金額() $\times 0.02$ $+ (⑨ - ⑰) \times 0.01 =$	$⑮$
平成19年中に居住の用に供した場合				$⑨ \times 0.006 = ⑮$	(最高15万円)			00							
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円)	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円)	00			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円)					00					
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円)					00					
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円)					00					
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円)					00					

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑲	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑲	円	00

※ ⑲欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

二面
提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	-
	電話番号	()
フリガナ		
氏名		

(共有者の氏名)

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成	[平成]
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	②	④
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	⑤	⑥
うち居住用部分の(床)面積	⑦	⑧

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑨ 平成
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑩
うち居住用部分の金額	⑪

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の⑩)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
	家屋	土地等	合計	増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	/	/		/
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤(②×①)又は(付表1)の⑥の⑦	⑧(④×②)又は(付表1)の⑧の⑨	⑩(⑤+⑧)又は(⑥+⑨)	⑪(④×③)又は(付表1)の⑩の⑪

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑫	⑬	⑭	⑮
	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑫			
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑬の割合 ※連帯債務がない場合は、100.00%と書きます。	⑭			
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑭の金額 ※連帯債務がない場合は、⑫の金額を書きます。	⑮			
⑫と⑮のいずれか少ない方の金額	⑯			
居住用割合 ※90%以上である場合は、100.0%と書きます。	⑰(⑯÷⑫)	⑱(⑯÷⑮)		⑲(⑯÷⑮)
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑯×⑰)	⑳			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑫の⑳+⑬の㉑+⑭の㉒+⑮の㉓)				㉔

7 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)..... <input type="checkbox"/> 2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/> 3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)..... <input type="checkbox"/> 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※1
	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※2	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※2	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭)
	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑩又は⑬×⑰の⑱)	特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高(⑯と⑰のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	

※1 ⑫欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※2 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑲の金額を転記します。	⑲ 〇〇

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受けると同時に二面の⑲の金額を右に転記します。	⑲ 〇〇
---------	------	---------	--------------------------------------	------

○平成27年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	00			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円	円	00			
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高20万円	円	00			
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00			
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	00			
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	円	00			
		平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮	最高10万円	円	00			
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮	最高12万5千円	円	00			
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮	最高15万円	円	00			
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 =$	⑮	最高25万円	円	00			
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 =$	⑮	最高12万円	円	00			
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 =$	⑮	最高15万円	円	00			
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	円	00			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00			
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00			
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	00			
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高60万円	円	00			
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高50万円	円	00			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00			
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高30万円	円	00			
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 =$	⑮	最高40万円	円	00			
		5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00	
					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00	
				平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00	
				平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00	
					住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00	
				平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00	
6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万5千円	円	00			
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$⑨$ の金額(最高1,000万円) $③$ () $⑮$ の金額() $\times 0.02$ $+ (③ - ⑮) \times 0.01 =$	⑮	最高12万円	円	00			
7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高60万円	円	00			
		平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高36万円	円	00			
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	00			
				$⑨ \times 0.012 =$	⑮	最高48万円	円	00			

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑯欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑯欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑯	円	00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑯	円	00

※ ⑯欄の金額を一面の⑯欄に転記します。

平成 27 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号	フリガナ
	電話番号	氏名
フリガナ		フリガナ
氏名		氏名

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 <input type="text"/>	[平成 <input type="text"/>
取得対価の額 (補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)	② <input type="text"/>	③ <input type="text"/>
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ <input type="text"/>	⑤ <input type="text"/>
うち居住用部分の(床)面積	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 <input type="text"/>
増改築等の費用の額 (補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)	⑨ <input type="text"/>
うち居住用部分の金額	⑩ <input type="text"/>

※ ⑨(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)が100万円を超えるとときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 特定取得に係る事項

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。	特定取得
--	------

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等	⑤(①×②)又は(付表1)の③の⑤	⑥(②×③)又は(付表1)の④の⑥	⑦(⑤+⑥)又は(③の⑦)	⑧(④×④)又は(付表1)の⑤(⑥×⑦)又は⑧の⑧

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ <input type="text"/>	⑥ <input type="text"/>	⑦ <input type="text"/>	⑧ <input type="text"/>
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の⑩の割合) ※連帯債務がない場合は、100.00%と書きます。	⑨ <input type="text"/>	⑩ <input type="text"/>	⑪ <input type="text"/>	⑫ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑪の金額) ※連帯債務がない場合は、⑤の金額を書きます。	⑬ <input type="text"/>	⑭ <input type="text"/>	⑮ <input type="text"/>	⑯ <input type="text"/>
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑰ <input type="text"/>	⑱ <input type="text"/>	⑲ <input type="text"/>	⑳ <input type="text"/>
居住用割合 ※90%以上である場合は、100.0%と書きます。	㉑ <input type="text"/>	㉒ <input type="text"/>	㉓ <input type="text"/>	㉔ <input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰×㉑)	㉕ <input type="text"/>	㉖ <input type="text"/>	㉗ <input type="text"/>	㉘ <input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑱の㉕+⑲の㉖+⑳の㉗+㉘の㉘)	㉙ <input type="text"/>			㉚ <input type="text"/>

※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。

7 特定の増改築等に係る事項

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩ - ⑪) ※1
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)..... <input type="checkbox"/>	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※2	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※2	⑮ 特定増改築等工事の費用の合計額 (⑫ + ⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます)..... <input type="checkbox"/>	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑭×⑯の⑰)	⑰ 特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の年末残高 (⑱と⑲のいずれか少ない方の金額(最高200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場合は、最高250万円。))	⑱
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)..... <input type="checkbox"/>	同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()		

※1 ⑫欄の金額が50万円を超えるとときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※2 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超えるとときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号 <input type="text"/>
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※二面の⑱の金額を転記します。	⑱ <input type="text"/>

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受けると同時に二面の⑲の金額を右に転記します。	⑲ <input type="text"/>
---------	------	---------	--------------------------------------	------------------------

9 控除証明書の要否

平成28年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。	要する
---	-----

一面
控用
この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

○平成27年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。										⑨	円			
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	円				
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から7のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円) 円				住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円			
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高20万円) 円				平成25年中に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円			
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円				平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円			
		平成23年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円			5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額 (最高1,000万円)	$⑮$	(最高12万5千円) 円
			住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.02 = ⑮$	(最高12万円) 円									
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円						平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$⑨$ の金額 (最高1,000万円)	$⑮$	(最高12万円) 円
		平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑮$	(最高10万円) 円							$⑨ \times 0.02 = ⑮$		
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑮$	(最高12万5千円) 円							$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高12万円) 円	
		平成18年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑮$	(最高15万円) 円							$⑨ \times 0.02 = ⑮$	(最高12万5千円) 円	
平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.005 = ⑮$	(最高25万円) 円			$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高12万円) 円							
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑮$	(最高12万円) 円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	$⑨$ の金額 (最高1,000万円)	$⑮$	(最高12万円) 円		
		平成19年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.006 = ⑮$	(最高15万円) 円					$⑨ \times 0.02 = ⑮$			(最高12万5千円) 円	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が特定取得に該当するとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高50万円) 円	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円) 円			
			住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円				平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高36万円) 円		
		平成25年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高30万円) 円				平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高48万円) 円		
		平成24年中に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.01 = ⑮$	(最高40万円) 円									
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合		$⑨ \times 0.012 = ⑮$	(最高60万円) 円									

※1 ⑮欄の金額を一面の⑮欄に転記します。

※2 ⑮欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑲欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑲	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑲	円

※ ⑲欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

二面
控
用
○この用紙は控用です。申告には、必ず提出用を使ってください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
なお、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相対時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といっています。)を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といっています。)を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)を申告書と一緒に提出しなければなりません。
ただし、既に平成13年分から平成26年分までにこの控除を受けている方が平成27年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類を一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「[平成□□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 特定取得に係る事項」欄

家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の㊸欄又は3の㊶欄)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

(1) ㊸の㊶欄又は㊹の㊶欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ㊸又は㊹(共有持分があるときはそれぞれ㊸×㊸の㊶又は㊹×㊹の㊶)欄の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(附表1)の㊸の㊶欄又は㊹の㊶欄の金額をそれぞれ転記します。

(2) ㊸の㊶欄の記入に当たっては、次によります。

- i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、㊶(共有持分があるときは㊶×㊸の㊶)欄の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(附表1)の㊸(共有持分があるときは㊸×㊸の㊶)欄の金額を記入します。
- ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(附表1)の㊸の㊶欄の金額を転記します。

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ㊸欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、㊸の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㊸、㊹又は㊺の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

(2) ㊸欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、㊸の㊸欄と㊹の㊸欄の割合又は㊹の㊸欄と㊺の㊸欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ㊸の面積は「㊸×㊸の㊸」又は「㊸×㊺の㊸」とし、㊸の㊸欄は、それぞれ㊸の㊸欄の割合又は㊹の㊸欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ㊸の㊸欄の記入に当たっては、㊸の㊸欄と㊹の㊸欄の割合又は㊹の㊸欄と㊺の㊸欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊸の㊸欄の割合又は㊹の㊸欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊸の㊸欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$i \text{ ㊸の㊸欄の金額(円)} \times \frac{\text{㊸の㊸欄又は㊹の㊸欄の金額(円)}}{\text{㊸の㊸欄の金額(円)}} \times \text{㊸の㊸欄又は㊹の㊸欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

$$ii \text{ ㊸の㊸欄の金額(円)} \times \frac{\text{㊹の㊸欄の金額(円)}}{\text{㊸の㊸欄の金額(円)}} \times \text{㊹の㊸欄の割合(\%)} = (\text{円})$$

- (4) ⑨欄は、次の i から xviii に応じ、それぞれ次の金額が最高限度となります。
- i 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合（x、xv、xvi及びxviiiの場合を除きます。）
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 4,000万円
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 2,000万円
 - ii 平成25年中に居住の用に供した場合（xi、xvi及びxviiiの場合を除きます。） … 2,000万円
 - iii 平成24年中に居住の用に供した場合（xii、xiii、xvii及びxviiiの場合を除きます。） … 3,000万円
 - iv 平成23年中に居住の用に供した場合（xiv、xvii及びxviiiの場合を除きます。） … 4,000万円
 - v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（xiv及びxviiiの場合を除きます。） … 5,000万円
 - vi 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
 - vii 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
 - viii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
 - ix 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
 - x 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 5,000万円
 - ・住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 3,000万円
 - xi 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xiii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xiv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円
 - xv 平成26年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 5,000万円
 - xvi 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xvii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 4,000万円
 - xviii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 - (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪ 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
 - (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
 - (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (注) 1 ⑫欄の金額が50万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨欄又は⑫欄の金額をそれぞれ⑬欄又は⑭欄に記載します。
 - 3 ⑬欄又は⑭欄の金額が50万円を超えると、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用（二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。）を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。

- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。
- (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑯欄に記載します。

⑯欄は、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに作成した計算明細書の⑰欄の金額の合計額を、最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る計算明細書にのみ記載します。

ただし、上記②の重複適用については、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額（二面の⑮欄のこの内の最高額）のうち最も高い控除限度額が限度となります。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑮(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成27年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成27年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。